



県運第 159 号

平成22年2月10日

特定非営利活動法人 創  
代表 高柳 ゆき子 殿

茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室長



### 市民への説明の要請について

貴法人に関し、平成22年2月4日付けで障害者自立支援法に基づく事業所の指定取消し処分の通知がなされたところですが、その件について説明していただきたい点が生じております。

つきましては、別紙の「茨城県における特定非営利活動促進法の運用方針について」に基づき、下記1に掲げる点について、下記2により市民への説明を実施すると共に、その実施された説明内容について、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室まで書面にて送付いただきますよう要請いたします。

市民への説明は、NPO法の趣旨に鑑み、特定非営利活動法人が自らに関する情報を公開するものです。よって、この要請及び県へ送付された文書は、広く市民間において情報が共有されるように、また所轄庁における手続きの透明性を確保する観点から、県のホームページ上に掲載して公表いたします。なお、期限を過ぎても報告がなかった場合もその旨を掲載し公表いたします。

### 記

#### 1 説明していただきたい点

障害者自立支援法に基づく事業所の指定取消し処分に至った経緯及び今後の対応

#### 2 市民への説明

##### (1) 説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、貴法人の検討に委ねられるものです。参考例としては以下のものがあり、説明内容を記載した文書を県に対して送付し、県のホームページに掲載することによって代替することもできます。

(例)

- ・ 貴法人の事務所において、誰でも閲覧可能な状態で説明文書を備え置く。
- ・ 貴法人が運営するホームページ上において、説明文書を掲載する。
- ・ 適切な人数を収容できる会場において、説明会を実施する。(その際、実施の案内をあらかじめ周知しておくのが望ましいと考えられます。)

(2) 説明の期限

平成22年2月24日(水曜日)

(3) 県への書面報告到着期限

平成22年2月26日(金曜日)必着

(4) 報告書類提出先及び問い合わせ先

〒310-0011

茨城県水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎2階

茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室 NPO法人担当

電話番号：029-224-8120

FAX 番号：029-233-0030